台東区地域公共交通会議設置要綱

制定平成２６年３月１３日

（目　的）

第１条　台東区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和２６年法律等１８３号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第２条　交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（１）　地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項

（２）　コミュニティバスの運行計画に関する事項

（３）　交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第３条　交通会議の委員は、次に掲げる者で台東区長が委嘱又は任命する者とする。

（１）　台東区長が指名する者

（２）　一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

（３）　一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者

（４）　住民又は利用者の代表

（５）　国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者

（６）　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者

（７）　道路管理者

（８）　交通管理者

（９）　学識経験者

（１０）　前各号に掲げる者のほか交通会議の運営上必要と認められる者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日の属する会計年度の３月末日までとし、再任を妨げない。欠員が生じた場合の補欠の委員の任期についても同様とする。

（交通会議の運営）

第５条　交通会議に会長をおき、委員の互選により選任された者を充てる。

２　会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

３　会長に事故があるときには、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

４　交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

５　やむを得ない理由のために交通会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。
６　交通会議は原則として公開とする。ただし、会長が必要があると認めたときは、交通会議を非公開とすることができる。
７　会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対して交通会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（協議結果の取扱い）
第６条　交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（庶　務）
第７条　交通会議の庶務は、台東区都市づくり部交通対策課において処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り、定める。

付　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。